

2026 年度

# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて



## 事業の種類

- 一般乗合旅客自動車運送事業
- 一般貸切旅客自動車運送事業
- 一般乗用旅客自動車運送事業
- 特定旅客自動車運送事業



関越交通株式会社

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当社においては、輸送の安全を確保するため、様々な取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、過去においては重大な事故を発生させてしまったこともあり、この事実を忘れることなく、安全の確保に終わりはないことを改めて認識し、当社の安全の原点となる、「輸送の安全に関する目標」である

安全運行・安心提供……お客様に安心と良いサービスを提供する

安全運行・信頼獲得……会社と従業員の信頼がより高められる

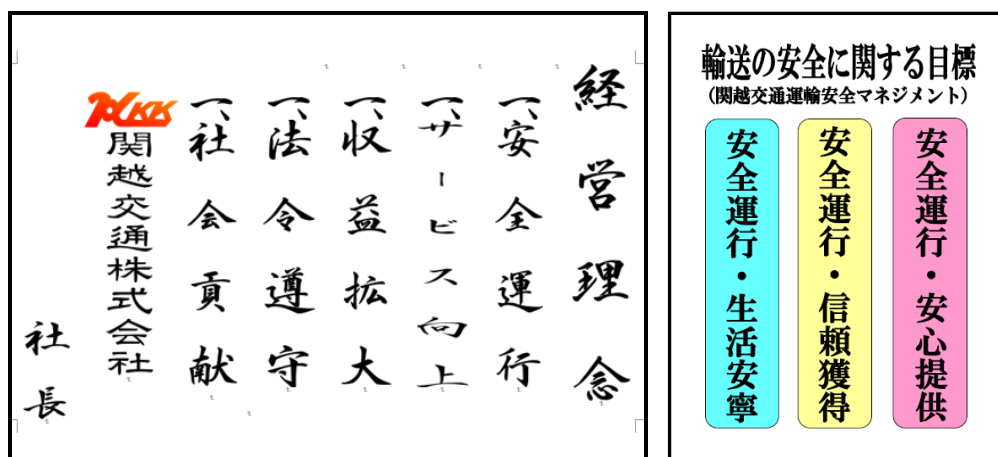
安全運行・生活安寧……全社員が滞りなく穏やかに生活できる

を定着させるとともに、下記のとおり従業員が一丸となって取り組んでまいります。

記

### 1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長は、「輸送の安全の確保」が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現業部門の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、5つの「経営理念」(安全運行、サービス向上、収益拡大、法令遵守、社会貢献)を掲げ、安全運行を第一に取り組んでおります。
- (3) 当社は、日々の業務に潜む危険要因の排除に努め、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善 (PDCA)」を確実に実施するとともに、絶えず安全管理体制や安全対策の見直し・改善を図り、輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (4) 事故や災害等が発生した場合は、人命を最優先に行動し被害の軽減に取り組みます。



\* 本社・営業所内に掲示し、常に全社員に周知し方針に則り業務を遂行しております。

《安心と信頼を得るために》

当社は2011年に貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、安全輸送に対する取り組みが優良と認められ、2025年度に「貸切バス事業者安全性評価認定制度 三ツ星」の継続認定を受けました。

「三ツ星」の継続認定を得るには認定基準100点中80点以上の評価を得る必要がありますが、安全品質の更なる向上を図っていくために、現状に満足することなく安全性に対する取り組みを継続し、「四ツ星」「五ツ星」を目指してまいります。



貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマークは、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取り組み状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくとともに、この制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している制度です。

## 2 事故防止目標と安全の取り組み

(1) 近年の有責事故発生状況および2026年度事故防止目標

	目標件数	結果
2023年度	8件以内	21件
2024年度	10件以内	17件
2025年度	10件以内	14件
2026年度	9件以内	

◎車内事故（転倒・ドア挟み）は「ゼロ」とする

◎後退時の事故は「ゼロ」とする

(2) 2026年度安全の取り組み（重点注意事項）詳細は別紙1のとおり

- ① 安全運行のための社内ルールの遵守
- ② 車内・車外アナウンスの積極的な実施
- ③ 車両の異常が発生した時の確実な情報共有
- ④ 経営層と現場担当者による意見交換の実施

## 3 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

2025年度 車両故障3件

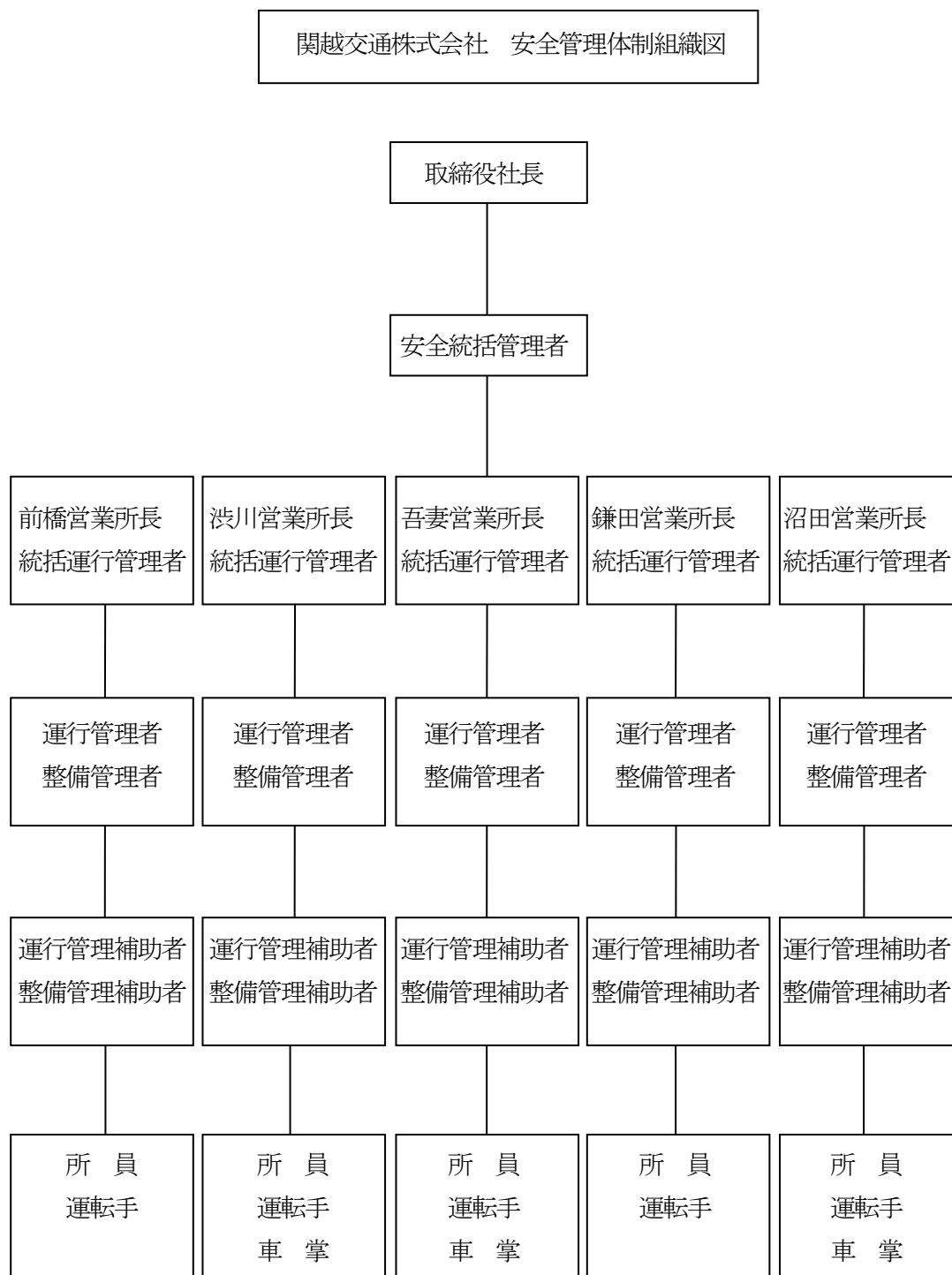
## 4 安全管理規程

別紙2のとおり

## 5 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全の確保に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

6 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



## 7 輸送の安全に関する取り組みの計画と実績

### (1) 設備投資

- ① 輸送の安全とお客様の利便性向上を目的として、ノンステップバス（新車・中古車）の購入や、従業員教育等に費用を投じております。

また、車両の安全性向上の観点から、緊急時にバスを停止させるドライバー異常時対応システム（EDSS）や脇見・居眠り警報装置（DSM）等の導入を推進するために、計画的に最新性能の車両への更新に伴う設備投資を行っており、今後も継続して取り組んでまいります。

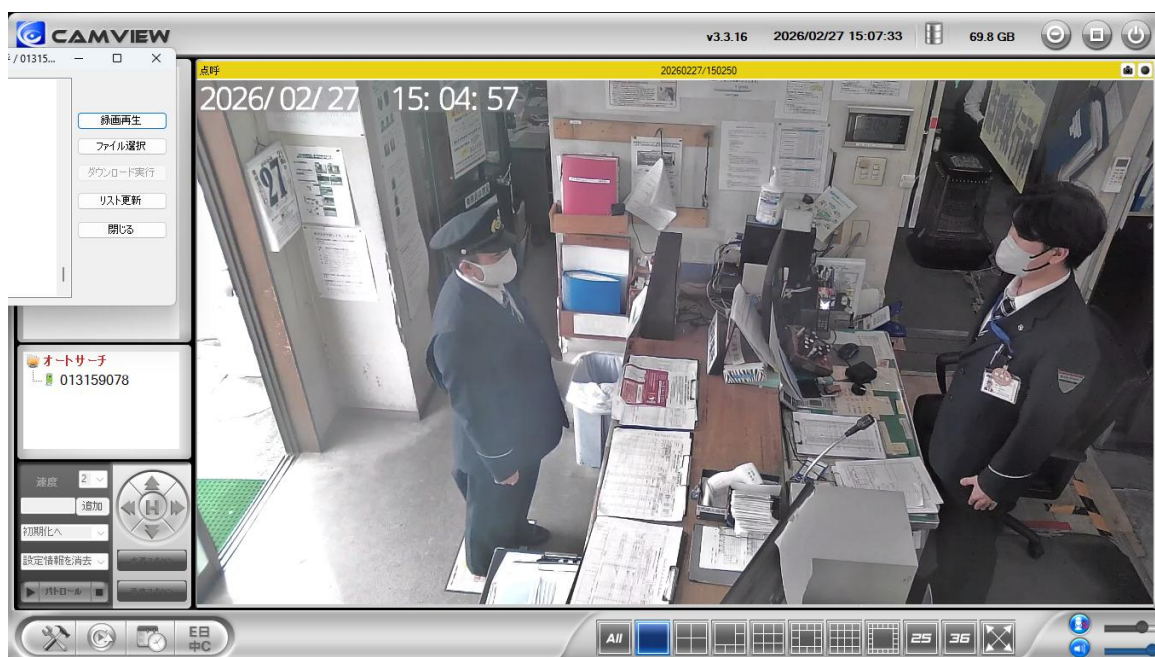
〔緊急時にバスを停止させる  
ドライバー異常時対応システム（EDSS）〕

〔脇見・居眠り警報装置（DSM）〕



- ② バス運行の安全性向上に向けた対策のひとつに、2024年4月より、業務前および業務後点呼の状況を録音および録画し、その記録を90日間保存することとなり、これに伴い、各営業所の点呼執行場所に新たにカメラを導入いたしました。

〔点呼執行時の様子（映像記録）〕



## (2) 外部組織による運輸安全マネジメント評価の検討

経営トップ自らが全社的な安全性の向上のため主導して、会社全体に対して安全意識の浸透を図っているか、現場の声に耳を傾け安全性の向上等に反映させているか、計画的に会社全体の安全性の向上を図っているか等、外部評価を受けることで安全性の改善を図ります。

## (3) 安全運動の実施

交通安全運動（年4回）や年末年始輸送等に関する安全総点検などを中心に、輸送の安全性向上に努めております。

春・秋の全国交通安全運動や年末年始輸送等に関する安全総点検実施時に、社長・役員・安全統括管理者による職場巡視を行い、士気の高揚と安全意識の向上を図っております。

また、各種運動期間中には、運輸安全・災害対策チームによる早朝点呼立会いや街頭活動を行っております。

〔社長による職場巡視〕



〔街頭指導〕



## (4) 運輸安全マネジメント

### ① 本部運輸安全マネジメント委員会（年4回：4月、6月、9月、12月）

経営者、安全統括管理者、現業部門従事者（営業所長等）、労働組合執行部をもって構成され、会社の方針や交通事故防止に関する意思の統一を図ることを目的に開催しております。主な開催テーマは下記のとおりです。

- ・ 安全運動等の各種取り組みに関する方針
- ・ 営業所別交通事故の発生状況（報告・分析・共有）
- ・ 危険予知トレーニング（ヒヤリ・ハット映像）
- ・ 防災に関する取り組み、等

### ② 現場運輸安全マネジメント委員会（年6回開催）

営業所長（統括運行管理者）、副所長、運行管理者、整備管理者、乗務員をもって構成され、交通事故防止を目的に各営業所で隔月開催で行われています。年1回、社長および安全統括管理者がオブザーバーとして出席いたします。主な開催テーマは下記のとおりです。

- ・ 交通事故の発生状況（原因の共有）および事故防止に向けた教育
- ・ ドライブレコーダー視聴による危険予知トレーニング
- ・ 災害発生時対応の確認、等

なお、2025年度は、社長および安全統括管理者がオブザーバー出席した委員会は、沼田営業所、鎌田営業所、吾妻営業所が10月、渋川営業所、前橋営業所が11月に開催され、開催テーマの他に活発な意見交換が行われました。

③ 運輸安全マネジメント連絡会（年6回開催：4月・6月・9月・12月・1月・3月）

経営者、安全統括管理者、営業所長等によって構成され、事故発生状況や事故原因の分析、事故再発防止の具体的方策を打ち出す他、各営業所における事故防止教育年間計画の進捗状況確認等を行います。主な開催テーマは下記のとおりです。

- ・ 交通事故発生状況の情報共有、事故原因分析および再発防止策の検討
- ・ 安全運動の実施に対する周知および結果報告
- ・ 事故防止教育年間計画の進捗状況確認

〔本部運輸安全マネジメント委員会〕

〔現場運輸安全マネジメント委員会〕



④ 山岳道路走行訓練

当社は、勾配がきつくカーブが続く山岳道路を走行する路線を多く抱えており、そのような道をお客様に快適かつ安全にご利用いただくために、2024年度から主に経験の浅い乗務員を対象とした山岳道路走行訓練を実施しています。

(5) 運輸防災マネジメント

近年、激甚化かつ頻発化している自然災害への対応力向上を目的として、自然災害対応訓練（台風被害想定・地震被害想定・雪害被害想定）を計画的に実施しております。

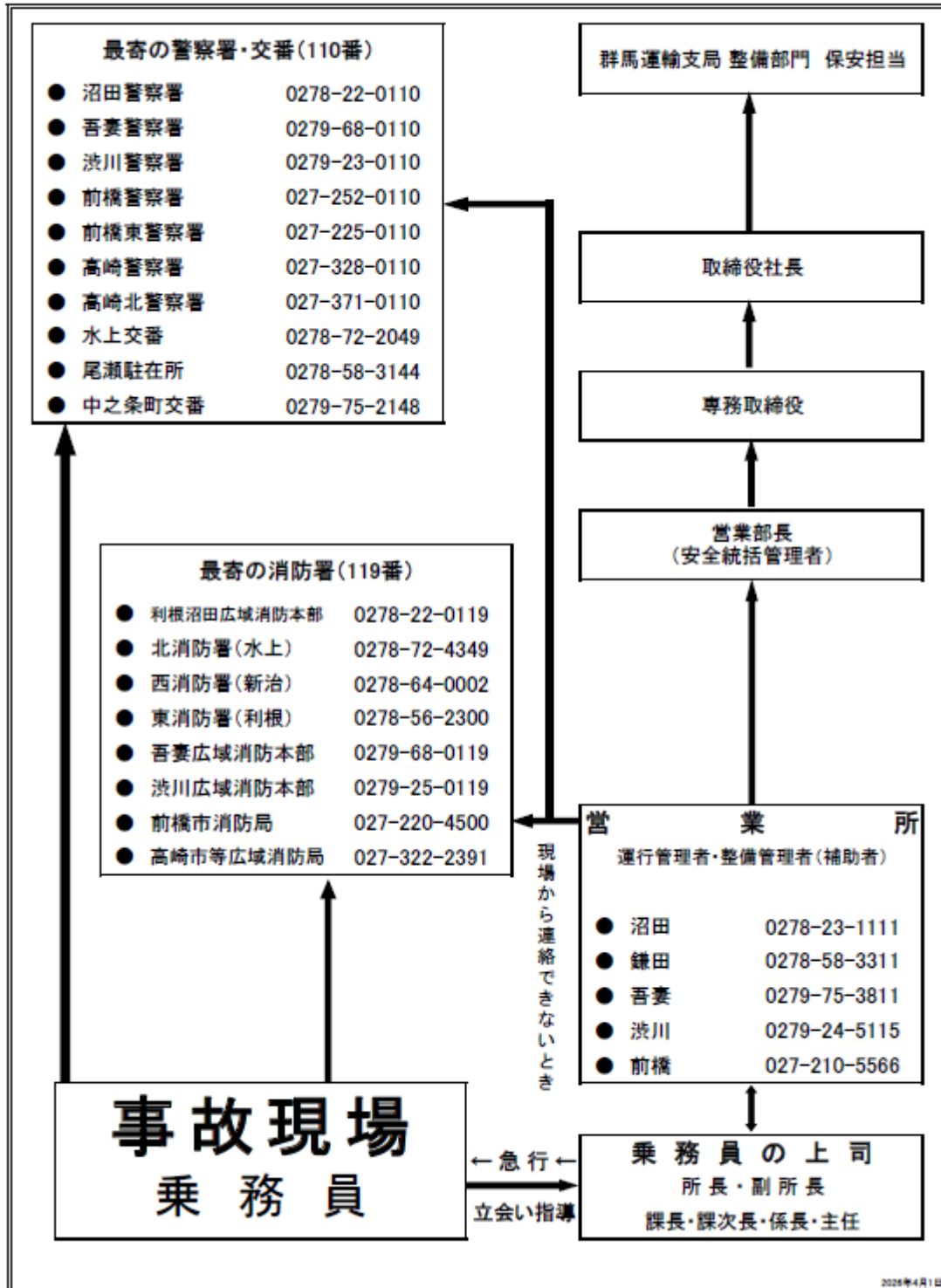
近年は、自然災害による大きな影響を受けておりませんが、万が一、災害が発生した際に訓練経験を活かせるよう、本年度以降も継続して取り組んでまいります。

〔地震被害想定訓練〕

〔雪害被害想定訓練〕



# 事故・災害時報告連絡体制 関越交通株式会社



## (6) 健康管理

当社は乗務員の健康に起因する事故を防止するため、日頃の健康管理は「特に重要なもの」と捉えており、下記のような取組みを行なっております。

なお、国土交通省のガイドラインに基づき、2025 年度から視野障害に起因する事故防止のための眼科検診を開始したほか、2026 年度からは、心疾患・大血管疾患対策の健康診断を行っていきます。

### ① 2025 年度に実施した健康診断と各種検査

- ・雇入れ時健康診断
- ・定期健康診断
- ・特定業務従事者の健康診断（深夜業）
- ・特殊健康診断（整備士）
- ・睡眠時無呼吸症候群簡易検査
- ・脳MR I 健診
- ・ストレスチェック
- ・視野障害対策眼科検診（眼底・眼圧検査）

### ② 健康管理指導

国土交通省が策定する「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等の各種マニュアルを活用して乗務員の健康状態の把握と適切な指導を行っております。

法令に基づく定期健康診断の他に、上記のとおり睡眠時無呼吸症候群簡易検査、脳MR I 健診、ストレスチェックについては社内規程に基づき計画的に実施しております。

## (7) 感染症防止対策

感染症罹患防止を図るため、従業員のマスク着用と出勤時の体温測定、車内換気（窓開け・換気扇）等を実施しております。

## (8) 輸送の安全に関する投資等の実績

輸送の安全とお客様の利便性向上を目的として実施した設備投資状況は次のとおりです。

### ① 2025 年度設備等投資実績

- ・車両の代替
- ・新車購入（貸切3両・乗合5両） …198,728 千円
- ・中古購入（乗合7両） …23,169 千円
- ・教育関係
- ・運行管理者講習 …128 千円
- ・適性診断受診 …381 千円
- ・NASVA 各種セミナー（リスク管理・内部監査・ガイドラインセミナー、等）受講 …31 千円
- ・NASVA 事故防止対策支援コンサルティング …910 千円
- ・安全に関する投資
- ・各種検査等に関わる健康管理対策費 …5,000 千円

### ② 2026 年度設備等投資計画

- ・車両の代替
- ・新車購入（貸切2両・乗合3両） …118,000 千円
- ・中古購入（乗合3両・乗用5両） …17,500 千円
- ・教育関係
- ・運行管理者講習等 …70 千円
- ・適性診断受診 …331 千円
- ・NASVA 各種セミナー（リスク管理・内部監査・

	ガイドラインセミナー、等) 受講	…78 千円
	・NASVA コンサルティング等	…1,700 千円
・安全に関する投資	・各種検査等に関わる健康管理対策費	…6,000 千円

## 8 輸送の安全に関する教育の計画および実績

### (1) 教育計画

輸送の安全に関する教育および研修計画を作成したうえで、従業員に対する研修を実施し、輸送の安全の定着化を図っております。

### (2) 社内における教育

2025 年度は下記のとおり教育を実施いたしました。2026 年度においても安全運行を第一に取り組みでまいります。

#### ① 経営層と現業部門との情報共有

役員、安全統括管理者と現業部門（営業所）の責任者が情報共有をはかるため、「本部運輸安全マネジメント委員会」および「運輸安全マネジメント連絡会」を定期的に開催し、輸送の安全に関する意識の習得と意識の高揚を図りました。

#### ② 運行管理者に対する教養

本社部門および運輸安全・防災対策チームが、適時各営業所に出向いて運行管理状況を確認し指導を行なった他、2 年ごとに独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による一般講習受講や、年 1 回本社で開催する集合教育（事務員研修）で自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）や社内運行管理規程の再確認を行いました。

その他、交通安全運動（年 4 回）や年末年始輸送等に関する安全総点検などを中心に、輸送の安全性向上に努めました。

2026 年度も引き続き、自動車事故対策機構（NASVA）による適性診断活用講座の受講を推進し、運転者への適性診断結果の正しい伝え方や効果的な助言・指導方法の向上を図ってまいります。

#### ③ 乗務員に対する教養

年 5 回、本社部門が各営業所に出向き早朝点呼の立会いや街頭指導を行なった他、勤続 3、12、36、60 か月および 60 歳到達時の乗務員を対象とした「キャリアアップ研修」や有責事故を発生させた乗務員を対象とした「フォローアップ研修」、各営業所においてKYT（危険予知トレーニング）教育や運輸規則の規定項目に基づく小集団教育等を実施し、輸送の安全性向上に努めました。

また、運転者適性診断の受診結果をもとに、運行管理者が、受診者一人ひとりに「運転のクセ」や「身体機能の変化に応じた運転行動」について助言や指導を行っております。

特に、65 歳以上の乗務員は、加齢により動作の正確さや危険感受性等が低下する傾向があるため、当社では適齢診断を毎年受診することとしております。

〔 実車を使用した車いす対応訓練 〕



〔 営業所でのKYT教育 〕



〔 キャリアアップ研修  
(経験5年以下および60歳に到達した運転手) 〕

〔 フォローアップ研修  
(有責事故惹起者) 〕



#### ④ 初任乗務員に対する教育

初任乗務員に対する教育は、本社および営業所で行う座学教育、および営業所で指導員(添乗者)が行う車両感覚を磨く空車による運転実技訓練を実施しており、詳細は次のとおりです。

日程	教育内容
1日目(本社)	座学
2～5日目(所属営業所)	座学
6日目(所属営業所)	座学、運転実技(小型車両・指導員添乗)
7～9日目(所属営業所)	運転実技(小型車両・指導員添乗)
10日目(自動車事故対策機構)	運転者適性診断(初任診断)

以降の指導日数は、指導員が必要と認めた場合は可能な限り実施する。

#### 《教育内容》

- ・ 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ・ 事業用自動車の構造上の特性と日常点検方法
- ・ 運行の安全および旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ・ 危険の予測および回避

- ・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適正な運転方法
- ・ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ・実車（小型車）を用いた空車訓練の実施（ハンドル時間 20 時間以上）

《添乗者の指導歴》

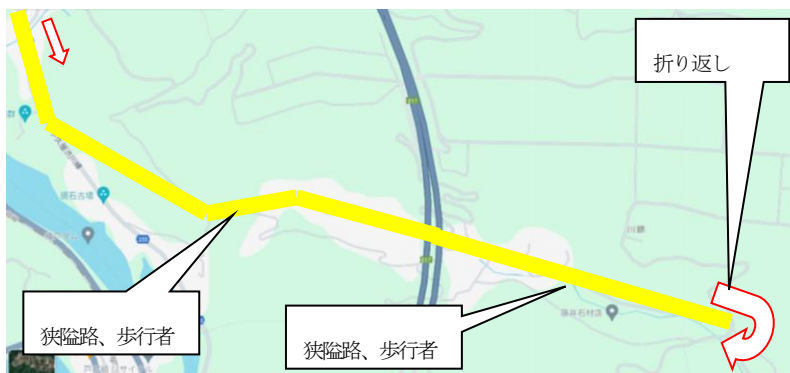
当社は、20 年以上の乗務経験があり、各営業所において指導的立場を経験した者の中から指導担当者を選抜しております。

〔初任乗務員指導手順書〕

安全運転の実技 指導内容確認書				所属長	運行管理者	指導乗務員
指導日:				印	印	印
対象者:						
項目(大)	項目(中)	項目(小)	指導内容	指導確認		
<b>1 安心感</b>						
(1) 発車前の確認	運転姿勢		運転操作に無理のないシート位置とする。			□
	ハンドル握り		ハンドルは両手で握る。			□
	仕切り棒		仕切り棒は必ず使用する。			□
	シートベルト		シートベルトは必ず着用する。			□
	氏名札		氏名札は必ず掲示する。			□
	マイク	音量	音量が適切であるか確認する。			□
(2) 車内安全確認	着席・立席確認		「指差呼称」「ミラー」「目視」により乗客の着席状況を確認する。			□
	発車時刻		定期で発車する。			□
(3) 発車時	乗客の扱い	ドア開け	「指差呼称」「ミラー」「目視」により車内外の安全を確認してからドアを開ける。			□
		アナウンス	「このバスは〇〇時〇〇分発●●行きます。発車までしばらくお待ちください。」 「お待ちせました。●●行き発車します。ドアが開きますのでご注意ください。」 「お立ちのお客様は、降り車や手すりにおつかまり下さい。」			□
		ドア閉め	「指差呼称」「ミラー」「目視」により降車客が車を離れたことを確認してからドアを閉める。			□
(4) 走行時	車内確認	車内ミラー使用	随時「ミラー」により車内の状況を確認する。			□
		指差呼称	随時「指差呼称」により車内外の状況を確認する。			□
	路切	停止確認	路切の直前で停止し「指差呼称」「ミラー」「目視」により安全確認をする。			□
		窓開け	路切では窓を開ける。			□
		アナウンス	「路切を通過します。バスが揺れますのでご注意ください。」			□
	信号遵守	黄色信号	停止位置を超えて進行してはならない。			□
	車間距離		前走車へ追突しない距離を保持する。(時速40*であれば約25mは車間距離を保持)			□
	交差点の右左折	左右安全確認	左折時は、道路の左側端に沿って徐行する。 右折時は、道路の中央に寄って交差点の中心の直近の内側を徐行する。			□
	バス停通過時	停留所送りボタンの操作	バス停通過時は「指差呼称」し、送りボタンを操作する。			□
		LIVE画面を随時確認	LIVE画面を「指差呼称」し、早発していないことを確認する。 早発の恐れがあるときはバス停で時間調整する。			□
歩行者、自転車	適切な間隔	歩行者の側方を通過する時は安全間隔を保持するか、徐行する。			□	
	横断歩道歩行者保護	「指差呼称」「ミラー」「目視」により、横断者の有無を確認する。 道路横断者がいる時は停止し、歩行者の進路を妨げない。			□	

(5) 停車時・終点到着	降車客の扱い	ドア開け	「指差呼称」「ミラー」「目視」により車内外の安全を確認してからドアを開ける。 「〇〇停留所停車します。バスが停止してから扉を立つようお願いします。」 「お降りの際は、お忘れ物がないよう、ご確認願います。」 「ドアが開きます。ご注意ください。」 「他にお降りの方はごさいせんか？」 「ドアが閉まります。ご注意ください。」			□
		アナウンス	「お待ちせました。間もなく終点〇〇に到着します。お降りの際は、お忘れ物がないように確認をお願いします。またバスが停車してから扉をお立ちになるようお願いいたします。本日は閉経交通バスをご利用いただきありがとうございました。」			□
		ドア閉め	「指差呼称」「ミラー」「目視」により降車客が車を離れたことを確認してからドアを閉める。			□
		輪留め	運転席から離れる時は必ず輪留めを使用する。			□
		車内用スロープ	車種により操作方法が異なるため、確認しておく。			□
		<b>2 乗り心地</b>				
(1) 発車時			滑らかに加速する。			□
(2) 停車時			＊ 減速する。 ＊ 走行する。			□
(3) 走行中			アクセル開度を一定にし、波状運転しない。			□
(4) スピード感			制限速度を遵守する。			□
(5) シフトアップ			スムーズにシフトアップする。			□
(6) 空ふかし			空ふかしはしない。			□
<b>3 案内・対応・接客</b>						
(1) お客様対応	言葉使い		旅客に不快な思いをさせない言葉づかいとすること。 手受けはしないこと。			□
(2) 運賃収受等	運賃、定期券確認		運賃を手動設定する時はICタッチパネルを左手で握っておくこと。			□
(3) 車内温度	・温度調整		適切に冷感扇を使用する。			□
	・窓開け		感染症予防のため、「前方1か所」「後方1か所」窓を開けて運行する。			□
<b>4 清掃、車内掲示物</b>						
(1) 着席・運転席	清掃		足踏点等で適宜車内を清掃し、清潔を保持する。			□
(2) 車内広告等掲示物			掲示物が剥がれがないか確認する。			□
(3) 洗車	洗車機	洗車機への進入	車内を真っすぐ洗車機に進入させる。			□
		洗車中	異常に揺え非常停止ボタンを押せる位置で洗車状況を確認する。			□
	車内床清掃、窓ふき		車内を、ほうき・モップで清掃し、窓を拭き取る。			□
<b>5 給油</b>						
(1) 注意事項			給油時は輪留めを使用する。 火気厳禁とする。 給油中は、車から離れないこと。			□
<b>所見</b>						

〔 教習ルートの説明（一例） 〕



#### ⑤ 官民合同テロ対策訓練

- ・ 2026年2月13日、吾妻警察署・JR中之条駅・当社による合同テロ対策訓練を実施いたしました。



#### (3) 外部講習会やセミナー等への出席

国土交通省ならびに自動車事故対策機構（NASVA）、群馬県バス協会等の外部団体が主催する輸送の安全性向上に寄与する講習会やセミナーに参加いたしました。

今後もこれらに積極的に参加し、最新の情報収集や知識の習得に努めるとともに、社内の安全品質の向上や研修教育のレベルアップに役立ててまいります。

#### (4) その他の取組み

##### ① 衛生管理者による救急救命講習

乗務員および事務員を対象として毎年実施しており、お客様の命を守るため、心肺蘇生法やAEDの使い方等を繰り返し学習しております。



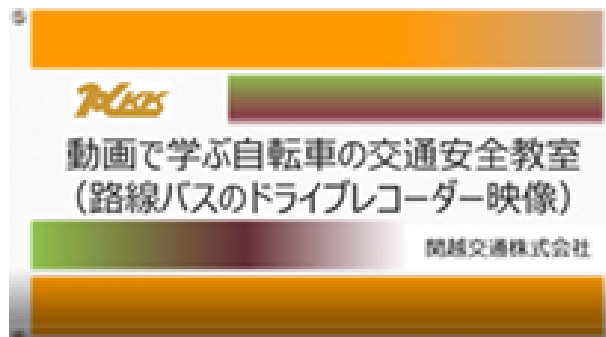
##### ② ヒヤリ・ハット情報の共有

乗務員からヒヤリ・ハット体験を収集し、その内容のドライブレコーダーの映像を危険予知トレーニングの教材として活用している他、業務前や業務後点呼等において乗務員へ危険個所を周知することで事故防止に役立てております。

##### ③ 小学生を対象とした公共交通教室

群馬県内の小学校に赴き、バスの乗り方（乗車中のマナー等）やバスの降り方（運賃の支払い等）、車いすを使用する際のバスの乗降等を体験していただき、バリアフリーについての意識を深めるとともに快適にご利用いただける公共交通機関を目指しております。

また、当社独自の取組みとして、実際にバス運行中に遭遇した自転車とのヒヤリ・ハット映像を用いて、小学生向けと中学生向けに自転車に乗る際の交通安全啓発動画を作成し、公共交通教室開催時等において教材として活用しております。



## 9 安全統括管理者

関越交通株式会社

営業部長 長谷川正博

## 10 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置

各営業所に対する内部監査を実施し、各種書類の作成や保管管理状況等について確認しました。

2026 度も計画的に内部監査を実施し、更なる安全性向上に取り組みます。

## 11 行政処分

以上のとおり、全社をあげて安全輸送に取り組んだ結果、2025 年度における行政処分はありませんでした。

以上

## 2026年度 安全の取り組み（重点注意事項）

～2026年度第1回本部運輸安全マネジメント委員会選定～

昨年度に発生した交通事故は、**有責事故14件、無責事故17件、計31件**であった。個々の事故原因を分析すると、ほとんどが単純な人為的ミスで発生しており、これらは周囲の安全確認をしっかりと行っていれば防げたものと考えられる。2026年度は、事故防止目標を「9件以内」、そのうち車内事故と後退時の事故は「ゼロ件」とするべく、全社をあげて下記取組みを推進する。

### 1. 安全運行のための社内ルールの遵守

#### (1) 指差呼称（指差確認）による安全確認の徹底

- ・乗降扉開閉時や発進時、交差点進入時、横断歩道通過時、停留所通過時、等

#### (2) 後退時における安全確保の徹底

- ・後退時「3秒ルール」の遵守（バックギヤに入れて「3秒」おいてから動き出す）
- ・不要な後退動作の禁止
- ・バックカメラの積極的な活用



#### (3) 赤信号や停留所で停止した際のサイドブレーキ使用の徹底

#### (4) 運転席を離れる際の輪留め使用の徹底

#### (5) 駅構内や車庫内を通行する時の2速走行の徹底

### 2. 車内・車外アナウンスの積極的な実施

#### (1) 運行中の車内事故防止

- (例)「車内転倒防止のため、走行中は席からお立ちにならぬようお願いします。」  
「発車します。お立ちの方は、手すり、吊り革にしっかりおつかまりください。」等

#### (2) 起点案内の励行（発車時刻、経由地を含めた行き先、等）

#### (3) 終点到着時の乗り残し防止および忘れ物防止

#### (4) 終点到着時の案内と乗客へのお礼

#### (5) お客様が降車した後の交通事故防止に関する啓発案内

- (例)「道路を横断する際は、横断歩道を渡りましょう。」等



### 3. 車両の異常が発生した時の確実な情報共有

#### (1) 乗務員が車両の異常を認識した時の、運行管理者および整備管理者への速やかな報告

#### (2) 運行管理者及び整備管理者による路上故障防止のための措置の確実な実施

### 4. 経営層と現場担当者による意見交換の実施

輸送の安全に関する取組みについて、現場運輸安全マネジメント委員会にあわせて実施



## 2026年度 安全の取り組み（重点注意事項）

### 2. 車内・車外アナウンスの積極的な実施

(2) 起点案内の励行（発車時刻、経由地を含めた行き先、等）

#### 運転手の起点案内の実施要領（参考例）

##### A 乗合バス・高速バス等の場合

（発車時刻が定められている場合）

- ① 起点発車時、運転席にて必ず車内（車外）アナウンスを行う。  
「このバスは、群馬温泉9時39分発のイオン高崎経由の高崎駅行きです。」  
「このバスは、前橋駅8時10分発の群大荒牧経由の渋川駅行きです。」  
「このバスは、沼田駅8時5分発の老神温泉経由の尾瀬戸倉行きです。」  
「このバスは、前橋営業所3時40分発のディズニー経由成田空港行きです。」  
「このバスは、沼田駅8時08分発の生品先回りの川場村循環バスです。」

##### B 高速バスの場合

（お客様に直面して挨拶を行うことが可能な場合）

- ① 可能な場合は運転席横に立ち、お客様に直面して明るく挨拶を行う。
- ② 乗車バス停が複数の場合は、お客様全員が乗車してから挨拶を行う。
- ③ 各営業所が、路線実態に応じて挨拶場所・方法等をルール化する。  
「私は、吾妻営業所運転手の〇〇でございます。」  
「このバスは、吉祥寺駅9時20分発の草津よいところライナーです。」  
「走行中は、安全のためシートベルトの着用をお願いいたします。」  
「安全運転に努めますので、よろしくお願いいたします。」

##### C 貸切バスの場合

（一般貸切仕業やエクセレントツアー等の場合）

- ① 必ず運転席横に立ち、お客様に直面して明るく挨拶を行う。
- ② 乗車場所が複数の場合は、お客様全員が乗車してから挨拶を行う。  
「私は、沼田営業所運転手の〇〇でございます。」  
「走行中は、安全のためシートベルトの着用をお願いいたします。」  
「今日1日安全運転に努めますので、よろしくお願いいたします。」



# 安全管理規程

2009年10月16日制定

2010年 4月 1日改定

2016年 4月 1日改定

2026年 4月 1日改定

## 【事業の種類】

一般乗合旅客自動車運送事業

一般貸切旅客自動車運送事業

一般乗用旅客自動車運送事業

特定旅客自動車運送事業

# 関越交通株式会社

# 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「Plan Do Check Act」という。）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じるこ

と。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 各グループ企業間の連携を密接にして互いに協力し合い、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(代表取締役の責務)

第7条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適格に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
2. 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所轄営業所を統括し、指導監督を行う。
  3. 輸送の安全に関する組織体制、及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定

める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 会社は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重要施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合にはその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべ

き事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

#### (情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存方法は別に定める。